

平成 21 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社 ベルーナ
代表者名 代表取締役社長 安野 清
(コード番号 9997 東証第 1 部)
問合せ先 管 理 本 部 長 須藤 滋
(TEL. 048-771-7753)

定款一部変更のお知らせ

平成 21 年 6 月 1 日開催の取締役会におきまして、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 33 回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更議案を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除、条数の繰り上げ、修正等の所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に関する経過措置につき、所定の規定を附則に設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成 21 年 6 月 26 日 (金)

変更定款の効力発生日：平成 21 年 6 月 26 日 (金)

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第7条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p><u>第9条 単元未満株を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株主についての権利制限)</p> <p><u>第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第13条～第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第8条 単元未満株を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株主についての権利制限)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第48条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3条 本附則第1条から本条までの規程は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>